

2025年2月19日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 慎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：すべての保険薬局
- ◇ 調剤報酬における医療DX推進体制整備加算につきましては、令和7年4月1日以降は電子処方箋を導入している保険薬局のみが算定できることとなります。
- ◇ 電子処方箋システムについては、厚生労働省医薬局が示すチェックリストを用いた点検を完了した上で、厚生労働省に点検報告を行った保険薬局を「電子処方箋導入済み」として取扱うこととされております。未対応の薬局におかれましては、早急にご対応をお願いします。
- ◇ また、処方箋を調剤した際には、原則として全ての処方箋の調剤結果（調剤情報）を速やかに電子処方箋管理サービスに登録することになっています。薬局・医療機関が患者の最新の薬剤情報を確認できるよう、調剤した際には、速やかに調剤結果情報の登録をお願いします。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/101989/>

（令和7年2月14日付 日薬業発第432号より）

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和7年4月1日以降の医療DX推進体制整備加算の要件等について
（電子処方箋の着実な導入・推進体制の整備）

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いに関する諮問・答申等につきましては、令和7年1月29日付け、日薬発第279号にてお知らせしたところです。

調剤報酬における医療DX推進体制整備加算につきましては、令和7年4月から9月までのマイナ保険証利用率の実績要件が新たに設定され、電子処方箋の導入に係る施設基準の経過措置は令和7年3月31日で終了し、令和7年4月1日以降は電子処方箋を導入している保険薬局のみが算定できることとなります（別添1）。電子処方箋による調剤体制の導入が完了していない保険薬局においては、早急に対応いただくことが必要です。

電子処方箋システムについては、厚生労働省医薬局が示すチェックリストを用いた点検を完了した上で、厚生労働省に点検報告を行った保険薬局を「電子処方箋導入済み」として取扱うこととしておりますので、これらの対応が済んでいない薬局におかれましては、早急に実施いただくようお願いします。

また、処方箋を調剤した際には、原則として全ての処方箋の調剤結果（調剤情報）を速やかに電子処方箋管理サービスに登録することになっています。薬局・医療機関が患者の最新の薬剤情報を確認できるよう、調剤した際には、速やかに調剤結果情報の登録をお願いします。

電子処方箋管理サービスの導入にあたっては、令和6年度導入施設を対象として費用が補助されており、「医療機関等向け総合ポータルサイト」から申請可能です（別添2）。

つきましては、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

1. 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し
（令和7年1月29日開催、中央社会保険医療協議会総会資料）
2. 医療情報化支援基金（電子処方箋）電子処方箋の機能拡充の促進事業